平成14年7月11日宣告 平成13年(わ)第544号, 同第667号 詐欺, 殺人被告事件 判 決

文

被告人を懲役11年に処する。 未決勾留日数中330日をその刑に算入する。

(罪となるべき事実)

- 第2 被告人は、被告人が運転手や使い走りをするなどして仕えていたAからAが借金をしていたJ(当時57歳)を殺害するよう依頼されたことから、Jを殺害することを決意し、平成12年12月4日午前0時34分ころ、福岡市k区1m丁目n番o号付近路上において、Jに対し、殺意をもって、その背部及び胸部等を所携の包丁様のもので多数回突き刺すなどし、よって、そのころ、同所において、Jを左右肺刺創に伴う失血により死亡させて殺害した。

(証拠の標目) <略> (事実認定の補足説明)

第1 争点

判示第2の殺人について、被告人は、公判において、当初は公訴事実を認めていたものの、その後、Kとの共犯で実行したものである旨供述を変え、さらには、被告人らがJを刺した後に、LがJを刺した可能性がある旨供述するに至っているが、当裁判所は、判示第2の殺人は被告人が単独で実行したものと認定したので、補足して説明する。

第2 証拠上認められる動かし難い事実

関係各証拠によれば、以下の各事実が認められ、これらの事実については、その証拠の性質等からして動かし難いものとみられ、また、当事者間に概ね争いがない。

- 者間に概ね争いがない。

 1 平成12年12月3日午後9時ころ、Mは、Nとともに、J方を訪れ、酒を飲みながらJと雑談しているうちに、懐具合の話になり、Jは「今日の12時ころに金を持ってくるやつがいる。それが入ったら、貸してやる。」などと述べた。Jの携帯電話には、Mと雑談している間にも、何回か電話が入っており、また、Jからも電話をしていたが、同月4日午前0時過ぎころ、Jは、どこかに電話した後、「Oに行こう。12時半ころ、香椎のOで人と会う。」などと述べて、M、Nとともに、O香椎店へ赴いた。
- 2 同日午前 0 時 1 8 分ころ, J らは, 同店に入店したが, J は, 同日 午前 0 時 2 3 分ころ, L に架電した後, M に対し, 「L が 5 万円持っ

てくるから、5万円やっとく。」などと述べた。そして、その後、Jは、どこからか架かってきた電話を受け、話をした後、「Oが分からんと言いよる。そこのPで待ち合わせした。何でも好きなものを注文しとって。」などと述べて、同店を出ていった。

- 3 同日午前0時30分ころ,同店前を自動車を運転して通り掛かった Qは,同店前の歩道上で,白っぽい服を着た男が黒っぽい服を着た男 を追い掛けていくのを目撃し,車両の速度を落としたところ,さい服を に,黒っぽい服を着た男が倒れては起き上がって逃げ,白っぽい服を 着た男がこれを追い掛けては組み付き,黒っぽい服を着た男は少し の路地に逃げ込み,白っぽい服を着た男がこれを追っていくのを目撃 した。Qは,先に進み,いったん路地を通り越したが,車両をバック させ,路地が見える位置まで戻って見ると,黒っぽい服を着た男が させ、路地が見える位置まで戻って見ると,黒っぽい服を着た男が さっており,その手には細長い刃物が握られていた。
- 4 同日午前1時ころ、Lが、同店でJの帰りを待つMらのところにやってきて、「Jさんと一緒ですか。」などと尋ねた。Lは、Jが一人で出ていったことを聞くと、「それは、まずかろ。」などと言って、店の外に出て、同店の駐車場などを探したが、Jを見つけることはできなかったので、店の外に出てきていたMに対し、1万円札5枚を渡し、Jに渡してくれるよう頼んだ。
- 5 同日午前7時15分ころ、出勤途中の会社員により、同店東側数十メートルの袋小路の路上でJの死体が発見された。
- 6 同日午後1時ころから、Jの死体を解剖した結果、Jの死因は左右 肺刺創に伴う失血と認められた。死因に係る左右肺刺創は、①前胸部 右側から入り、創洞が後ろやや右微か上に向かい、胸壁を貫通して終わる、創口から がたを貫通後、右壁側胸膜後面に血腫を形成して終わる、創口から の深さが約14センチメートルのものと、②左側胸部から入り、創洞 が右やや上に向かい、胸壁を貫通し、左肺下葉内に血腫を形成して終 わる、創口からの深さが約16~17センチメートルのものであった が、これらは鋭利な刃器によるものと認められた。そのほかにも、J には、頭部の1か所、頸部の2か所、背部の3か所に、さらに、左右 上肢及び左大腿前面の数か所にそれぞれ創傷が存し、これらの創傷は いずれも上記の刃器による刺創、刺切創又は切創と考えて矛盾のない ものであった。

第3 被告人の供述の変遷

本件殺人被告事件についての手続経過及び被告人の供述内容は以下のとおりである。

- 1 平成13年5月9日、被告人は、本件殺人を被疑事実として通常逮捕されたが、その際の弁解録取において、被告人は、「Jさんはよく知っていますが、死んだことも知りませんでした。勿論私が殺したなんてことはありません。」と述べた。
- 2 同月12日、被告人は、本件殺人を被疑事実として勾留されたが、同月18日に、検察官が「まだ否認しているのか。」と尋ねたのに対し、「黙秘します。」「私は、殺していません。」と答えるなど、否認を続けた。
- 3 同月20日,前記勾留の期間は同月31日まで延長されたが、被告人は、同月21日付けの警察官調書において、本件殺人を認めるに至り、その後、警察官調書及び検察官調書において、要旨以下のとおり述べた。

平成12年10月初めころ、被告人は、福岡に戻ったが、A以外に頼るところがなかったことから、Aの運転手やAの妻R及び同女が経営するスナックのホステスの送り迎えなどをしていた。Aは、Jに対し、バクチの負けで200万から300万の借金があるようで、Jか

ら取立てを受けていたが、同年11月中旬過ぎになると、取立てが厳 しくなったのか、「Jの奴は殺らないかん。」と露骨に口にするよう になった。同年12月1日夕方頃,Aから呼び出されて同人方へ行く 「トミお前が殺れ。殺るとはお前しかおらん。だいたいな と, Aは, ら俺が殺るとばってんが,俺は,明日からZ組の当番たいの一。」な どと言って、被告人にJを殺すよう命じてきた。被告人は、冗談じゃないと思ったが、Aの態度や被告人の立場上、これを拒むことができ ず、仕方なく「自分が殺ります。」と答えた。被告人は、その後、前 記スナックのホステスらを誘って近所の飲食店に行った際,Aの命令 であるため従わざるを得ない」殺害に対する緊張感や恐怖感と、この ようなことを自分に命じたAに対する不満から,我慢できずに,ホス テスらに対し,ついAの悪口を言い,愚痴をこぼした。すると, ことをホステスから聞いたRが,同月2日,前記スナックにおいて, 被告人に対し、「あんたも、Aの名前語って生きとろうが。 がこんこと知ったら、あんた、殺されるばい。あんたは、やる、やる言うけど、口ばっかりやろ。」「あごばかりたたかんで、自分でして ごらん。」などと怒鳴り散らした。被告人は、同月3日午前2時こ ろ,Rを自宅まで送る自動車の中で,Rから,再び「あんた,昨日, うちんとに」ば殺るって言いよったばってん、本当に殺りきるとね。 どうせ口ばっかしやろ。あんた」殺らんやったら、逆にAから殺られ るばい。覚悟しとかんね。」などと言われ、」を殺さなければ自分が 殺されてしまうし、たとえ逃げ出してもAはどこまでも追って来るだろうと考え、Jを殺すことを決意した。そして、Rを自宅に送り届 け、Rとともに自宅内へ入ると、奥の畳の部屋の机の上に、Aが護身 用として置いていたネクタイケース入りの柳刃包丁を手に取り、「これで殺ります。」とRに言い、自動車の運転席シートの下に隠した。 ے ا 同日午前10時過ぎころ、Aから「トミ、今日」に金ば持って行くっ て電話しとけ。後は、全てお前に任せとくけん。」などと電話で言わ れ、実際に金などないのに、このように言うのは今日中に殺せということだと理解し、午後3時ころ、Jに、「今日、親父から残りの金全部を持って行くように言われています。今は、遠方にいますので後で 部を持って行くように言われています。今は、遠方にいますので後で持って行きます。」などと架電した。その後、Jと電話をやりとりして、O香椎店で会う約束となった。同所付近に着くと、ケースに入れ たままの柳刃包丁をズボンの後ろ側の腰のところに差して隠し、自動 車から降りて、」に対して、「今、近くまで金を持って来ています。 Pのところにいます。Oがよく分かりません。」などと架電した。すると、Jが店外に一人で出てきたので、「ちょっとこっちに。」など とOから離れる方向へ歩いていきながら、柳刃包丁を取り出し、右手に持って、Jの上半身を刺そうとしたところ、Jが走って逃げようと 無我夢中で、その背中に向けて何度か突き刺し、小さな路 地に逃げ込んだJの下腹付近を力一杯刺した。Jも、持っていた小さ なバッグで殴り掛かってくるなど、必死で抵抗するので、必死で包丁 を振り回し続け、Jの上半身に向かって、何度か包丁で刺した。被告 人と」はともに倒れ込んだことがあったが、このときも」はまた立ち 上がったので、今度は両手でJの胸を力一杯刺した。すると、Jはそ の場に倒れながら「A、貴様。」などと声を出していた。 我夢中で、自分が殺らなければ逆に」から殺られてしまうという心境 だった。」が死んだことまでは確認せず、とにかく直ぐ停めていた自 動車に乗り込むと、急いで現場から逃げた。犯行に使用した包丁は、 ネクタイケースに入れたまま、コンビニのビニール袋に入れてその口 を結び、福岡市 f 区 g 付近の橋の上から那珂川の中へ投げ捨ててい る。

4 平成13年5月31日,被告人は、判示第2の事実と同旨の本件殺

人の公訴事実で起訴され、その後、同年7月30日に開かれた第1回公判期日における罪状認否において、被告人は、「公訴事実のとおり刺したことは間違いありませんが、私がやらなければ自分の方がやられるという気持ちで刺しました」旨述べた。

そして,同期日において,論告,弁論,結審予定の期日として,第 3回公判期日が同年11月1日午前11時に指定された。

6 ところが、被告人は、同年11月1日の第3回公判期日に先立って、弁第10号証の「前回の裁判の時、検事さんが違う事をゆうので」で始まる書面を作成し、第3回公判期日において、同書面の取調べとともに、被告人質問がなされ、被告人は従前の供述を一部翻す旨述べたが、同書面及び同期日における被告人質問の内容は、概ね以下のとおりである。

Aらに言われてJを一人で殺したと言っていたが撤回する。平成1 2年12月3日午後12時ころ、gに行って、K某にちょっともめる かもしれないから一緒に来てくれるよう言って、Kを乗せて、Oまで 行き, Kを先に自動車から降ろし、Jが出てきてから、自分は自動車 から降りた。Jから「頼まれた金は。」と聞かれて、「5万しかな い。」と答えると、Jが怒ってバッグで殴ってきたので、Kに持たせていた包丁を取り、バッグを落としたとき、背中と腹を刺した。背中 を1回と腹を2回ぐらい刺しただけである。抵抗されて包丁を落とし たとき、自分の手が切れたため、路地の奥の方に逃げた。洋服で血を 拭くなどしながら、後ろを振り向くと、KがJを刺していたので、そ れを止めさせ、Kを先に自動車に乗せて、あとから自動車に乗った。 Pに J を呼んだと言っているが、近くや周りにはPは全くない。包丁 は、Kをgで降ろしたときに橋の上から処分するように指示した。K やSをかばってやっても、自分のことしか考えてなく、毎日独房で悲 しい思いをしているのに連絡も面会もないし、思いやりもないので本 当のことを言うことにした。まさかJが死ぬなんて思ってもいなかった。Jを二人で刺し殺したことは間違いない。Kがこの事件にかかわ っていることはAには話していない。捜査段階で,自分がJを殺さな ければ自分が組長から殺されるんだと話したのは、警察のいうとおり にした。

7 そこで、補充捜査のため、第4回公判期日は一旦追って指定とされた後、平成14年1月21日に開かれ、被告人の主張するK某がKであることが明らかになった。そして、同期日において、捜査段階において被告人を取り調べたTの証人尋問が行われた後に、被告人質問が行われ、その中で、被告人は、さらに供述を変遷させたが、その新たな供述内容は概ね以下のとおりである。

KがJを刺した場面は見ていない。KがJを刺したと言ったのは、刺したんじゃないかと思ったからである。Kが帰るときにネクタイケ

ースを持っていたので、包丁が入っていると思って、Kに処分しておくように言った。包丁が入っているか入っていないか知らないが、B地に忘れてきたんじゃないかと思った。警察の取調べでは、Aがこがん言いよるぞなどといろいろ言うので、勝手にしろと思って、警察がPやろうと思ったが、Bがよりですよと言ったが、自分はPは知らない。二人で刺したと言ったが、Aには「嘘言うな。」と言われた。Kが刺していないのであれば、Jを第三者が探したことになる。Lが1週間前に拳銃を持って、Jを殺すと言って探していたらしく、Lが刺した可能性がある。

第4 検討

- 検討するに,前記第3の3に要約した被告人の検察官調書及 び警察官調書は,その内容自体具体的かつ迫真的である上,被告人にし か知り得ない突然AからJの殺害を命じられた被告人の心理的葛藤がよ く録取されており、前記第2記載のJの言動、Qによる目撃状況やJの 死体の受傷状況などの客観的事実ともよく符合している。また、前記の とおり、被告人は、当初否認していたものであるが、自白に転じた経緯 については,被告人自ら第2回公判において,周りに迷惑がかかるから 当初否認していたものの、「やっぱり自分がやったんやから、」さんに 成仏してもらわな、Jさんが浮かばれんということで、本当のこ う気になりました。」(第2回公判調書中の被告人供述調書156項) と述べているほか、証人Tの公判供述によれば、「平成13年5月18 日の午後6時過ぎに被告人を留置場から出すと、ちょっと顔つきが変わ っていて、被告人が、ちょっと前かがみみたいになって、涙ながらに、 すみません、実は自分やったんだと言った。否認から自白に転じた理由を尋ねると、Jの冥福を祈るということと、AのためにしたのにAは弁護士もつけてくれないし、差入れもしてくれないということを言った。ただ、被告人が自分もやくざの飯も食うてきとる男だし、二勾留の5月 21日から調書にして下さいという強い希望があったので、調書作成は その希望に従った。」ということであり、自白に転じた経緯についても 合理的なものであると認められる。さらに、第2回公判における被告人質問において供述するところも概ね同旨である上、U及びVが、被告 人、A、SとともにAA屋という食堂に行った際に、被告人からJの首 を切ったとか胸を刺したと聞いたと一致して供述し, Vが, さらに, 胸 は2、3回刺した、十数回は身体を刺したりしてますよと被告人から聞いたと思いる。 いた旨供述していることともよく符合している。そうすると、これらの 検察官調書及び警察官調書は、十分信用することができると認められ
 - これに対して、被告人は、これらの調書は、取調べにあたった警察官から厳しく取り調べられるなどしたことから、その誘導にあわせたともであり、その一例としてPがその付近にあることなど知らなかったとままるが、証人Tの公判供述からはそのような状況は全く窺われないのみならず、そもそも被告人がそのような主張を始めたのは第3回公判以降であり、第2回公判における被告人質問においては、何らその出りない。120年表していなかったばかりか、検察官や警察官に対してはJの供養のためにも本当のことを正直に話した旨供述し(同420ないし422頃)、また、Pに呼び出したことを自ら供述している(同120項、より作成されたもので信用性がないということはできない。
- 2 他方,被告人が,第3回公判以降主張するに至ったKとの共犯で敢行したものであるとの供述は,深夜,事前に何の相談もなく,突然,Kの自宅を訪れ,自動販売機での買物から戻ってきた同人に詳しい説明もすることなく,同人をO香椎店まで同行した上,Jとは何の接点もないK

が包丁を持ってJと揉めていたというものであり、Kには本件以前に粗 暴犯の前科前歴はない上、同人は平成10年8月27日以降、糖尿病に より稼働不可と判断されて生活保護を受給し、現に本件当時もW病院で 糖尿病と不眠症で治療を続行していたことをも併せ考えると、その内容 自体不自然・不合理なものといわざるを得ない。また、被告人は、第3 回公判に至って,供述を変遷させた理由として,Kをかばっているの に、同人から面会や差入れなどが全くないからかばうのをやめたという のであるが、被告人の理由とする事情は第2回公判においても既に存在 していたものであり、それからわずか1か月余り後の第3回公判におい て、第2回公判までは全く主張していなかった新たな供述を始めるに至ったことを十分に説明できているとは到底言えず、供述の変遷に合理的理由があるとも認められない(なお、Kは、被告人がKとの共犯により 実行したものとの供述を始めるのに先立つ平成13年8月2日, Xによ り殺害されているところ、同人は同月23日付けで起訴されていること が認められ、起訴後相当期間内に福岡拘置所に移監されるのが通例であ ることからすると、同年7月5日に福岡拘置所に移監されている被告人が、XによるK殺害の話を聞き及んでいた可能性も否定できない。)。 加えて、被告人は、第3回公判においては、Kと犯行を実行したことは Aには話していない旨供述していたのに、第4回公判においては、Aに は話していた旨供述を変えているが、J殺害を命じたAに対して共犯者 の存在を告げたかどうかというのは重要な点であるのに、それについて の供述が理由もなく変わっていることが指摘され、この点も甚だ不自然 である。更に、関係各証拠によれば、被告人は第2の犯行後すぐに、A の手配により、ひらの助力を得て唐津に逃走し、同人らの関係者方に匿 われたり、唐津にやってきたAと会食したり、同人から現金や着替えを 渡されるなどの面倒をみてもらい、その後東京に逃げてのちもAと連絡 をとったり、同人から送金を受けるなどしたことが認められるところ、 本件証拠上,被告人以外にAからJ殺害の実行犯として遇された人物の 存在は全く窺われないところである。

これに対して、弁護人は、目撃者であるYがKの姿を目撃している旨指摘するが、Yが目撃したのは年齢30代の男であり、当時56歳であったKの年齢とは全く符合しない上、取調中の被告人を見せられたものであるとはいえ、Yは目撃した男は被告人である旨供述しているのであるから、Yが目撃したのは被告人であると認めることができるし、被告人の第3回公判以降の供述内容どおりであるとすれば、目撃者であるQはKをも目撃するはずであるのに、Qは前記第2の3記載のとおり、O香椎店前の歩道上から路地までの間、攻撃していた人物として1人しか目撃していない。

そうすると、Kとの共犯で実行した旨の被告人の供述は到底信用しがたいというべきであり、採用できない。

- 3 さらに、LがJを刺した可能性があるとの被告人の供述は、その供述に至る経緯が不自然・不合理であることは、Kとの共犯で実行した旨の被告人の供述の際に述べたところと同様であり、また、その供述自体根拠が薄弱である上、前記第2の4記載のLの行動に照らし、到底信用できない。
- 4 以上の次第であって、被告人の検察官調書及び警察官調書等関係各証拠によれば、判示第2のとおりの事実を認めるに十分であり、この認定に合理的疑いを差し挟む余地はないものと判断した。

(累犯前科)

1 事実

平成6年7月26日福岡地方裁判所宣告 恐喝未遂罪により懲役2年 平成8年7月25日刑の執行終了

2 証拠 前科調書(乙23) (法令の適用) 罰条

第1の行為 第2の行為 刑種の選択 第2の罪 累犯加重

併合罪の処理

未決勾留日数の算入 訴訟費用の不負担 (量刑の理由)

刑法60条,246条1項 刑法199条

有期懲役刑を選択 刑法56条1項,57条(第1及び第2の 各罪の刑に再犯の加重、ただし第2の罪の 刑については刑法14条の制限に従う。) 刑法45条前段,47条本文,10条(重 い第2の罪の刑に刑法14条の制限内で法 定の加重) 刑法21条

刑事訴訟法181条1項ただし書

- 本件は、判示のとおりの詐欺(第1)及び殺人(第2)の事案である。
- まず、殺人についてみると、被告人は、世話になっていた暴力団組長A から同人に対して債務の返済を求めてきていた」を殺害するように執拗に 命じられたことから、包丁様のものを携行してJと面会したところ、Jか らバッグで叩かれて激昂したことも手伝って、前記包丁様のものを使用してJを殺害したものであるが、その殺意の形成過程はあまりにも短絡的 で、至高の法益である人命を尊重しなければならないという配慮を欠いた ものというほかなく、その動機に酌量の余地はない。また、犯行態様は、 殺傷能力の高い包丁様のものを用いて、無防備な」の背後からその背部を 突き刺すなどして,身体の枢要部を執拗に刺突したもので,極めて凶暴か つ卑劣なものである。そして、何よりも被告人のこのような行為によりJ のかけがえのない生命が奪われており、結果はあまりにも重大である。 に被告人から殺されなければならないような落ち度はなく、死を迎えるま での肉体的苦痛、精神的苦痛や、突然にして最期を迎えることを余儀なくされた無念さは察するに余りあり、遺族らが厳罰を求めるのも無理からぬ ところである。加えて,被告人は,遺族に対して仏壇代として10万円を 支払い、また、Jを刺したこと自体は認め、Jの冥福を祈る旨述べるなど 反省の情を示してはいるものの、他方で、前示のように不自然・不合理に 供述を変遷させており、自己の犯行を直視し、真摯な反省に基づいてその 犯行の全容を明らかにしているとは到底認め難い。
- 次に、詐欺についてみると、被告人らは、被告人が自動車事故に遭った ことを奇貨として,就業の実態がないのに休業損害金名下に保険金を騙取 しようと企て、犯行に及んだものであり、その動機に酌むべき点はなく 保険金制度を悪用し、35万円もの金員を騙取したというその結果も軽視 することはできない。
 以上に照らせば、被告人の刑事責任は相当に重いというべきである。
- 他方, いずれの犯行についても, 被告人が発案したものではなく, Aが 自らにおいて利益を受けることを企図し、そのAに命じられて被告人が敢 行したものであり、その意味で被告人の犯行はAに追随したものであるといえること、被告人は、詐欺の事実を認めているほか、前記のとおり、殺 人の」の遺族に対して10万円を支払うなど、被告人なりの反省の情を示 していること、詐欺の被害については共犯者の出捐により被害弁償がなさ ,情状証人として被告人の兄が出廷し,社会復帰後の被告人 の更生につき協力する意向を表明していることなど、被告人のために酌む ことのできる事情も認められる。
- 6 しかしながら、これら被告人のために有利に酌むべき事情を十分合わせ

福岡地方裁判所第1刑事部

裁判長裁判官 谷 敏 行 瑞 裁判官 武 佳 田 裁判官 庄 研 古